**令和３年度大田区特定保健指導業務委託プロポーザルに関する質問への回答**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 質問 | 回答 |
| 1 | 保健指導機関の登録地・所在地と、本事業の担当支社の所在地が異なる場合、様式２に記載する内容は保健指導機関の登録地・所在地としてもよろしいでしょうか。なお、本事業の担当者数等は担当支社の人員数を記載してもよろしいでしょうか。 | 登録所在地と事務を行う支店の所在地が異なる場合は、その区別がわかるようにどちらの所在地も記載してください。  また、担当支社の人員すべてが本事業の担当者の場合、担当支社の人員数を記載していただいてかまいません。 |
| 2 | 面接会場について、貴区がご用意される会場はあるでしょうか。 | 面接会場の用意は、すべて受託業者に行っていただきますので、区で会場を手配することはありません。区の施設を使用することは可能ですので、該当施設の予約方法を確認の上、予約手続きをしてください。 |
| 3 | 受託者が用意する会場は区ホームページ上に案内のある公共施設（ 大田区公共施設利用システム で借用できる施設）の利用は可能でしょうか。  また、その場合、利用料の減免等を活用することはできるでしょうか。 | 公共施設の利用は可能です。システムの登録等、施設予約に必要な事務はすべて受託者で行っていただきます。  また、利用料の減免等は施設ごとに定められ、該当があれば減免を適用することができますが、特定保健指導の実施という利用目的は利用料減免の事由に当たりません。 |
| 4 | 面接について、現地での面接の場合、グループ面談が可能か否か。 | 原則として個別面接を実施してください。 |
| 5 | 見積について動機付支援単体・積極的支援単体での見積は可能か否か。 | 可能です。見積合計金額の内訳・貴社での価格設定が明らかな見積書の作成をお願いいたします。 |
| 6 | 主治医との連携について「特に重症域レベルの者については、面接後、受診の確認を行うと共に、保健指導においては、設定した目標や計画について医師の承諾を受けたことを本人に確認するなど、本人を介した主治医との連携の中で実施すること。また、利用者の状況には十分配慮して行うこと。受診勧奨レベル及び重症域レベルの者の選定については、別表１によること。」  とのことですが、あくまでご本人を介した連携でお間違いないでしょうか。 | 原則として本人を介した連携を想定しています。かかりつけ医と直接の連携を図る場合は、事前の本人の了解を得たうえで行ってください。また、その連携状況について区に適宜情報を提供してください。 |
| 7 | ・初回面接の場所は区内４地域健康課管轄エリアごとに最低１か所以上とし、乙が用意する。  →貴施設の一部（公民館など）をお借りすることは可能でしょうか。  また同時期に４ヶ所用意する必要はありますか | 大田区の施設を使用することは可能です。  施設の予約等の会場手配に必要な事務は受託業者でおこなっていただきます。  すべての面談実施日ですべての会場を確保する必要はありませんが、１期間につき、４地域健康課管轄エリアごとに最低1か所の会場の確保が必要です。  参考として、令和２年度は1期間につき、平均9施設での面談を実施しています。 |
| 8 | 初回面接について  初回面接の最終実施期限は、令和４年８月31日とする  →８月３１日までは必ず受付ける必要があるという解釈でよろしいでしょうか。 | 災害や感染症の流行等の発生又はその可能性が見込まれる場合、その他やむを得ない事情があった場合には、協議の上、最終実施期限を変更できるものとします。 |